民間教育訓練機関等による離職者等の委託訓練の実施に係る企画書募集要領

1 総則

大分県が実施する民間教育訓練機関等を活用した委託訓練の実施に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務の目的及び内容

- (1) 実施する全ての職業訓練において、訓練受講者全員が、職業訓練を受講したことにより就職できるようになることを目的とする。
- (2) 民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練の実施の内容は、別添「仕様書(企画競争説明書2-1、2-2、2-3、2-4)のとおりとする。
- (3) 託児サービス付訓練においては、希望する訓練受講者に対して託児サービスを 提供する。

3 参加資格

企画競争への参加は、次の各要件に該当する者とする。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること、及び次の 各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第 77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - □ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ハ 暴力団員が役員となっている事業者
 - 二 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ホ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入 契約等を締結している者
 - へ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ト 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的 に非難される関係を有している者
 - チ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4)教育訓練機関等のこれまでの事業実績等を鑑み、安定した事業運営が可能と認められる者であること。具体的には、職業訓練の水準維持のため、受託しようとするカリキュラムと同等の教科内容を定員数で実施したことがあること。
- (5) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、職業訓練を実施する 上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用でき る状態であること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。
 - イ 原則として大分県が定めた定員設定が可能であること。

口 訓練運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任 者1名を訓練開設校舎ごとに配置可能なこと。

また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務担当者を1 名以上配置できる体制が講じられていること。

ハ 教室は、全面禁煙であること。

また、自習用教室を確保する場合も同様であること。

- 二 カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、上記イ、 口のほか、次の要件を全て満たしていること。
 - ① パソコンについては、1人1台の割合で設置されていること。
 - ② ソフトウェアについては、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。
- ホ 介護訓練の場合は、養成施設の指定を受けていること。また原則として5人 に1台以上のベッドの割合であること。
- へ 託児サービス付訓練の場合は、訓練実施機関の施設内又は施設外において、 訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供できること。

施設外において託児サービスを提供する場合、訓練実施場所から通所可能な 距離にある場所であること。なお、訓練実施場所から通所可能な距離にある場 所以外で託児サービスを提供する場合には、訓練実施場所に受講者と施設外託 児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サ ービス提供機関は送迎中の安全に配慮のうえ、その場所まで児童の送迎を行う こと。

- (6) 職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を 適正に運営するために十分確保されていること。具体的には、次の要件を全て 満たしていること。
 - イ 講師は、実技にあっては受講生15人までは1人(デジタル分野に係る技能等を付与する訓練コースは20人に1人以上)、15人を超えるときは2人以上(助手を含む。)の配置を標準とし、学科にあっては受講生30人までは1人の配置を標準とすること。
 - 口 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第30条の 2第2項の規定に該当する者等であり、職業訓練の適切な指導が可能であると 認められる者であること。
- (7) キャリアコンサルタント等を配置し、ジョブ・カードを活用したキャリアコン サルティングを実施できる体制が整備されていること。
- (8) 職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン(平成23年策定)を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」(以下「ガイドライン研修」という。)を修了し<u>委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が委託先機関に在籍していること</u>又は委託先機関がISO29993(公式教育外の学習サービスーサービス要求事項)及びISO21001(教育機関ー教育機関に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引)を取得していること(以下「ガイドライン研修等の受講要件」という。)を委託の原則とする。

また、平成30年度より実施している「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」について、同認定の取得を委託の際の加点要素とするので、訓練の質の向上に努めること。

- (9)次のいずれの事項にも該当しない者であること。
 - イ 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象 となった者。
 - □ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、委託先機関とすることが相応 しくないと大分県が判断した者又は判断する者。
 - ハ 大分県が行う就職状況調査において不正受給等となった者であって、当該不 正行為に係る処分を通知した日から5年以内の期間を経過していない者。
 - また、関係する本・支店等が国や他の都道府県から同様の処分を受け、処分 を通知した日から5年以内の期間を経過していない者。
 - 二 その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと大分県が判断した 者又は判断する者。
- (10)職業訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、 利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。

《以下託児サービス付訓練に関すること》

- (11) 当該訓練の期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生労働省令第63号)を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について(令和6年3月29日付こども家庭庁成育局長通知こ成保第206号)を満たした施設において託児サービスを自ら又は委託により提供できる機関であること。
- (12) 託児サービスの提供は、児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。なお、授乳・補水補助食事等の補助については託児サービス提供内容に含むものとすること。
 - イ 保育所(保育所型認定こども園を含む)(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生労働省令第63号)を満たしているものであって、原則として、保育所で行われる一時預かり事業に限る。 ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。)
 - □ 小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これによ

り難しい場合は、別途協議する。)

- ハ 家庭的保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。)
- 二 幼保連携型認定こども園(幼保連携型認定こども園の学教の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。)
- ホ 認可外保育施設(幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び企業 主導型保育施設を含む)(認可外保育施設指導監督基準を満たしている ものに限る。)
- へ 一時預かり事業を行う施設(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第1 1号)に規定する基準を満たしているものに限る。)
- (13) 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること(保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの)。
- (14) 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。
- (15) 託児サービス提供機関は、受入児童すべて0歳児でも、託児可能なこと。

4 質問

提案を行うにあたり質問がある場合は、Eメールにて令和7年11月12日(水) 17時までに照会すること。

質問に対する回答は、令和7年11月17日(月)までに大分県ホームページに 掲載する。

- (1) 質問提出先:大分県立大分高等技術専門校 E-mail:a14312@pref.oita.lg.jp
- (2)記載事項
 - ・質問項目、質問内容
 - ・商号又は名称、代表者氏名、担当者氏名、電話番号、E-mail アドレス
- 5 企画書の提出書類、提出部数及び提出期限等
- (1)提出書類及び提出部数

企画書として提出が必要な書類の種類及び提出部数は、仕様書(企画競争説明書2-1等)のとおりとする。

- (2)提出期限等
 - イ 提出期限

令和 7年12月 2日(火) 17時必着

ロ 企画書の提出先

大分県大分高等技術専門校 (〒870-1141 大分市大字下宗方 1035-1)

担当:管理課 房崎 電話(097)542-3411

ハ 提出方法

直接(持参)又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限内に 必着となるよう留意すること。

- 二 提出に当たっての留意事項
- (イ) 企画競争説明書ほかにより企画書を作成・提出すること。
- (ロ)企画書は、<u>真に実施可能な訓練科の数を踏まえて提出すること。</u> なお、開講時期や訓練科目については、別紙「令和8年度委託訓練の内容 一覧」から開講可能なコースを選択すること。
- (ハ) 受付時間は、平日の10時から17時までとする。
- (二)提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- (ホ) 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。
- (へ) 虚偽の記載をした企画書は、無効とする。
- (ト)参加資格を満たさない者が提出した企画書は、無効とする。
- (チ)上記(1)に示す全ての書類が提出されない場合は、審査の対象としない。
- (リ) 企画書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

6 評価の実施

- (1)提出された企画書の内容等を確認するため、下記(2)の評価を行う前に、職員による実態調査を行うことがある。
- (2)大分県に設置する企画書審査委員会により、「民間教育訓練機関等による離職者等の委託訓練の実施に係る企画書等評価の視点・得点表」(企画競争説明書3)に基づき、各項目別に評価を行い、業務の目的に合致し、かつ、評価の高い企画書を選定し、契約候補者とする。

ただし、評価点が50点未満(IT分野及びデジタル分野以外の場合は45点未満)の場合は、契約候補対象外とするが、企画書審査委員会による協議の結果により、契約候補者とする場合がある。

7 契約の締結

評価結果通知後、大分県は契約候補者から見積書を徴取し、記載された内容と予定価格を比較検討し、適切であると認めた場合には、実施する訓練科に係る受講者数が確定次第、契約候補者と契約書を締結する。

なお、大分県は契約を締結することとした契約候補者に対し、契約締結前であっても、訓練に係る日程調整及びカリキュラムの作成を依頼する場合がある。

8 その他

企画書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

以上